

マンション管理に“お悩み”の
管理組合のみなさまへ

マンション管理士 派遣します！

管理規約が昔のままでも大丈夫？

長期修繕 **認定制度** **大規模修繕**
適切な経理
ができる？
専門家からのアドバイスがほしい
マンションの将来が不安

役員
のなり手
が不足



※マンション管理士とは…
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく国家資格であり、マンションの管理組合や区分所有者のマンション管理・運営に関する相談に対し、解決に向けて支援します。

高松市マンション管理士派遣事業



《できること》

- (1) 管理規約など、管理組合運営に関する相談
- (2) 管理費や修繕積立金に関する相談
- (3) 管理会社の委託契約などに関する相談
- (4) 大規模修繕や長期修繕計画に関する相談

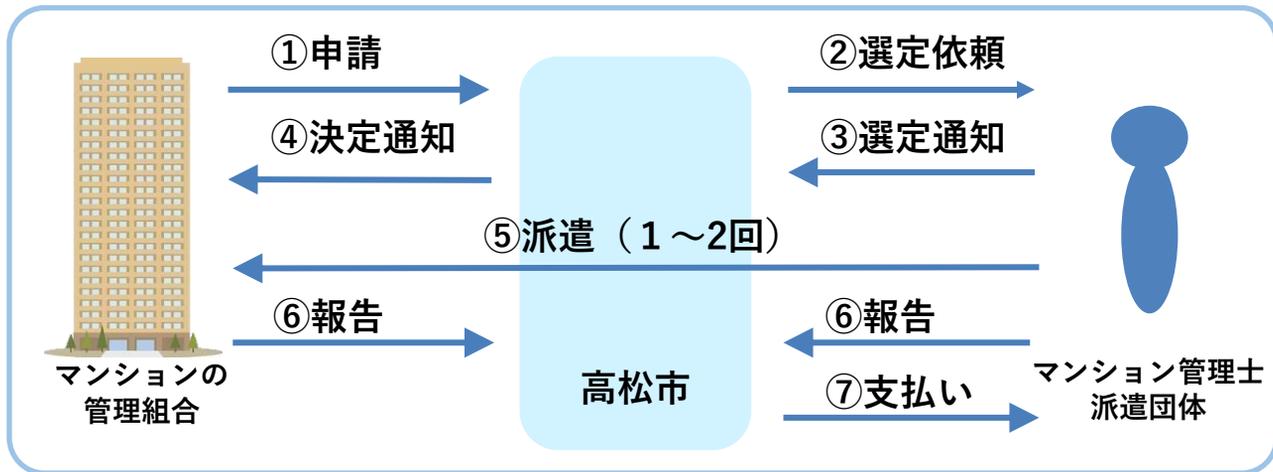
《できないこと》

- (1) 建物の調査（精密測定や劣化診断など）
- (2) 大規模修繕計画や長期修繕計画を作成する作業
- (3) 修繕工事の設計や見積もり比較検討など
- (4) 工事や維持管理業務の受発注や、業者の紹介
- (5) 居住者間や近隣住民との紛争の解決や権利調整

事業概要

- 派遣の対象：高松市内に存するマンションの管理組合
(理事会が組織されていない等の場合、区分所有者3名以上の共同申請可)
- 派遣の人数：派遣1回につき、1名
- 派遣の時間：派遣1回につき、2時間程度
- 派遣の回数：1回の申請につき、最大2回
(2回目の派遣は、1回目の派遣から起算し60日以内)
- 費用の負担：無し(高松市負担)

事業の流れ



申請方法

- 高松市マンション管理士派遣申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、
【派遣希望日の20日前まで】にご提出ください。
※再度の派遣申請の場合、前回派遣した翌年度から4年経過後に受け付けます。

申請期間

- 令和7年度は【令和8年2月27日(金)】までに申請ください。

問合せ先

高松市 住宅政策課
Tel : 087-839-2136 Fax : 087-839-2452
Mail : jusei@city.takamatsu.lg.jp

様式



ホームページに
掲載しております

